## 玉村町スポーツ大会出場選手激励金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、玉村町内に所在する学校(各種学校を含む。)の児童、生徒及び 学生並びに玉村町内に在住する者等が玉村町、群馬県等の代表として、関東大会以上 の競技大会等に出場する場合、激励金の交付を行うことにより、町民スポーツの振興 を図ることを目的とする。

(交付対象)

- 第2条 この要領において、激励金の交付対象者は、対象となる競技大会等に出場した 次に揚げるものとする。
- (1) 団体 (チーム) 又は個人として出場した町内在住・在学の選手
- (2)団体(チーム)として出場した町内の学校(各種学校を含む。)に勤務する監督 等
- (3) 第1号の団体は同号の選手若しくは前号の監督等で構成する団体
- (4) 本人および本人の同一世帯に属する者が町税等を滞納していない者
- 2 前項の対象となる競技大会等は、予選会又は推薦の方法により出場権を得た次に掲 げるものとする。ただし、中学校体育連盟が主催する大会、激励金以外の方法で玉村 町から財政的支援を受けている大会は対象としない。
- (1) 地方ブロック大会 (関東大会以上の大会)
- (2) 全国大会
- (3) オリンピック競技大会等
- (4) 前号以外の国際大会
- (5) 教育長が特に認めた関東大会・全国大会に準じるもの
- 3 前項第1号及び第2号に掲げる競技会等は、次の各号に掲げるいずれかが主催又は 主管するものとする。
- (1) 文部科学省
- (2) 日本体育協会又は同協会加盟の競技団体(都道府県協会・連盟以上)
- (3) 日本障害者スポーツ協会又は同協会加盟の競技団体(都道府県協会・連盟以上)
- (4) 日本知的障害者スポーツ連盟又は同連盟加盟の競技団体(都道府県連盟以上)
- (5) 各都道府県及び都道府県教育委員会
- (6) 日本オリンピック委員会及び同委員会正加盟競技団体
- 4 第2項第4号の国際大会は、少なくとも3か国以上の国が参加して行うものとする。
- 5 第1項第1号の「町内在住・在学」とは、第2項の競技大会等の時において、本町 に住所を有し、又は通学することをいい、第1項第2号の「勤務」とは、競技大会時 において、本町内の学校(各種学校を含む)に勤務することをいう。

(激励金の額)

第3条 この要領による激励金の額は、別表玉村町各種スポーツ競技大会激励金交付基

準に定めるところによる。

(交付の申請)

- 第4条 この要領による激励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、第2条第2項の競技大会等の終了日から30日以内に申請しなければならない。なお、大会終了日から30日後の申請は認めないものとする。
- (1)激励金交付申請書(様式第1号)
- (2)予選大会要項及び予選大会の結果がわかる資料または中央競技団体からの推薦状
- (3) 大会要項(本選、予選)
- (4) 大会出場を証明する書類 (出場名簿、推薦状、予選通過を証明するものなど)
- (5) 予選大会及び本大会に出場したことを明らかにする書類(出場証明書、試合記録、 大会写真等)
- (5)請求書
- (6) 申請、請求又は領収をする権限を委任している場合は委任状
- 2 前項の規定による申請は、第2条第1項第1号に掲げる者(小学生、中学生又は高校生の場合にあっては、その保護者)若しくは同項第2号に掲げる者又は同項第3号に掲げる団体の代表者が行うものとする。

(決定の取消し)

- 第5条 前条の規定により申請した者が、次の各号いずれかに該当するときは、激励金 交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により激励金交付の決定を受けたとき。
- (2)激励金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(交付金の返還)

第6条 前条の規定により激励金の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る 部分について、すでに激励金が交付されているときは、当該申請をした者は、取り消 しの際に示された期限までに激励金を返還しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

## 玉村町スポーツ大会出場選手激励金交付基準

対象となる大会	交付金額	限度額
	(一人当り)	(一回の申請当り)
地方ブロック大会	3,000円	60,000円
全国大会	5,000円	100,000円
オリンピック競技大会等	30,000円	_
その他の国際大会	20,000円	_

## 備考

- 1 激励金は、次の当該各号に定めるところにより交付する。
- (1)個人として出場した選手又は当該選手の保護者が申請した場合 交付金額の欄に定める額を交付する。
- (2)個人として出場した選手及び監督等で構成する団体として申請した場合 交付金額の欄に定める金額に当該団体の人数を乗じて得た額を交付する。ただし、限度額の欄に定める額を超える場合にはあっては、当該限度額を交付する。
- (3) 団体として出場した選手(監督等を含む。)が団体として申請した場合 交付金額の欄に定める金額に当該団体の人数を乗じて得た額を交付する。ただし、限度額の欄に定める額を超える場合にはあっては、当該限度額を交付する。
- (4) 団体として出場した選手(監督等を含む。)が個人として申請した場合 交付金額に定める額を交付する。ただし、当該団体が、前号の規定により団体として申請した場合に、限度額を超えるときは、当該限度額を団体の人数で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を交付する。
- 2 備考1の団体の人数は、大会の参加資格を有し、かつ、その大会に提出した出場 選手名簿等に記載されている者の数とする。ただし、選手以外の監督等については 1チーム (個人戦の場合は県選手団) 1名を限度として含めることができる。
- 3 同一大会において同一所属団体(選手団)から複数の申請があった場合の激励金 の額は、申請に係る金額と別表の限度額のいずれか低い額とする。